（参考様式第２号）

機械等利用管理規定

第１条　　　　　　　　　　　　　　　　　　集落組合（以下「組合」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。

第２条　機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。

第３条　機械等の利用料金は　　　　　　　　とする。但し、組合員以外の者が利用する場合はこの限りでない。

第４条　機械等を使用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。

（１）消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。

（２）使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。

（３）故障を発見したとき又は故障を起こした時は、ただちに管理責任者へ報告すること。

（４）機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わなこと。

第５条　管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする

（１）共用資産管理台帳

（２）機械等利用簿

第６条　この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等

　　　して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。